

税制改革に向けて
(要 望)

平成25年9月

中国経済連合会

はじめに

わが国は、リーマンショック以降の景気低迷に加え、いわゆる「六重苦」に直面し、産業の国際競争力を徐々に喪失してゆく状態が続いてきた。とりわけ、輸出主導の製造業のウエイトが高い中国地方ではこの影響がより深刻であり、産業空洞化の加速と雇用喪失への懸念も非常に高まっていた。

こうした中、昨年末の政権交代を機に、デフレ脱却と経済再生に向けた諸施策が次々に打ち出された結果、景気は持ち直しに転じており、経済の先行きに明るい兆しが見え始めている。今後、経済を安定した成長軌道に乗せていくためには、成長戦略の着実な実行によって、生産・消費・雇用の好循環を創り上げていけるかどうかが鍵になる。

「六重苦」についても、行き過ぎた円高の是正、経済連携協定の進捗など、改善の動きが現れている。しかし、国際的に見て高い法人実効税率をはじめ、諸外国とのイコールフットイングの競争環境が整ったとは言えず、一層の対応が求められる。

わが国には他にも早急に取り組むべき重要な課題が山積している。危機的な状況にある財政の再建、社会保障制度の再構築、将来のエネルギー・環境戦略、疲弊・衰退が進む地方の活性化など、先送りすることなく果敢に対処していく必要がある。

当連合会では、こうした諸課題を克服し、望ましい方向に誘導する政策手段として、税制の果たす役割は極めて重要との認識の下、税制改革に関して要望を取りまとめた。

本要望書では、第1章で中長期的な税制改革の基本的考え方を述べ、第2章で主要税目に関する具体的な要望内容を列記した。

政府には、本提言を踏まえ、できる限り早期の改革実施を要望する。

中国経済連合会
会長 山下 隆

目 次

1. 税制改革の基本的な考え方	1
(1) 企業の国際競争力強化による経済の持続的成長の実現	1
(2) 社会保障制度の再構築と財政健全化の着実な推進	1
(3) 低炭素社会実現と経済成長の両立	2
(4) 分権型社会の実現による地方の自立・再生の促進	2
(5) 東日本大震災を教訓にした災害に強い社会の構築	2
2. 主要税目への要望事項	4
(1) 法人税制	4
① 法人実効税率	4
② 設備投資関連税制	4
③ 研究開発税制	5
④ 欠損金の繰戻還付と繰越控除期間	5
(2) 消費税	6
(3) 環境関連税制	6
① 車体課税のグリーン化	6
② 環境税	6
(4) 地方税制	7
(5) 防災・減災対策促進税制	7

1. 税制改革の基本的な考え方

(1) 企業の国際競争力強化による経済の持続的成長の実現

わが国が将来にわたって国際社会の中でプレゼンスを発揮していくための源泉は経済力であり、企業の国際競争力を高め経済成長を持続させることは、わが国にとって極めて重要な課題である。

人口減少に伴い国内市場が縮小する一方、グローバル競争が激化する中で、中国地域においても、地域の強みである自動車・造船・鉄鋼・化学など輸出依存度の高い製造業を中心とする「ものづくり産業」の国際競争力を高め、近接するアジアの成長を取り込んでいくことが非常に重要となっている。

安倍政権が発足直後から取り組んだ大胆な金融政策、機動的な財政政策により、景気は持ち直しに転じ、企業マインドは改善しつつあるものの、長期にわたるデフレの影響から抜けきれてはいない。依然、生産拠点の海外移転の動きは止まっておらず、国内での設備投資も低迷し、産業の空洞化や雇用の喪失への懸念は拭えない状況である。

わが国企業の国際競争力を強化していくためには、法人税制をはじめとした諸外国とイコールフットィングの競争環境を早急に整備し、イノベーションを通じて戦略的な産業育成を図ることが重要である。

(2) 社会保障制度の再構築と財政健全化の着実な推進

少子高齢化や人口減少が急速に進む中で、国民が安心できる持続可能な社会を構築していくためには、社会保障制度の再構築と危機的状況にある財政の立て直しが喫緊の課題である。

わが国の社会保障費は、一般歳出（政策経費）の5割以上を占めるまでに膨らんでおり、公費負担増が公債残高の増加を招くなど、財政悪化の大きな要因となっている。このため、社会保障制度の再構築は、給付の効率化・重点化や、自助・共助・公助のバランスに配慮した負担の最適化などにより、給付・負担両面で、世代間の公平性を担保しつつ行うべきである。

財政健全化のためには、こうした社会保障費をはじめ、徹底した歳出削減を行うことが不可欠である。また、内閣府の試算によれば、10%への消費税引き上げを実施したとしても、国際公約である基礎的財政支出の2020年度黒字化は達成できない状況にある。このため、消費税のさらなる引き上げを含めた歳入改革も視野に入れる必要がある。

(3) 低炭素社会実現と経済成長の両立

低炭素社会の実現は、環境関連技術や製品の開発・普及にかかっている。わが国としては、世界最高水準にある環境関連技術にさらに磨きをかけ、技術・製品の開発を通じて国内外のCO₂削減に貢献していくことが重要であり、税制のグリーン化を積極的に進めることによって、環境関連の研究開発投資や環境負荷の小さい製品の普及を促進すべきである。

一方、昨年10月に地球温暖化対策のための税（環境税）が導入された。温室効果ガスを2020年までに25%削減するとの国際公約が端緒であるが、東日本大震災によって状況は大きく変化し、その後民主党政権が策定したエネルギー・環境戦略も、政権交代によりゼロベースでの見直しが見直しがなされることになっている。環境税導入の前提となった基本政策が抜本的に見直されるのであれば、環境税のあり方についても当然再考すべきである。

(4) 分権型社会の実現による地方の自立・再生の促進

首都圏のみが繁栄・発展する一方で、地方は疲弊・衰退を続けている。中国地域でも、大都市への人口流出や少子高齢化によって、地方都市における商店街の衰退、中山間地域の疲弊、自治体財政の悪化などが続いている。

この現状を改めるためには、「地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる」分権型国家に「国のかたち」を改め、国と地方をともに再生していく必要がある。

政府は、道州制を基本とする新しい「国のかたち」を明確化した上で、国から地方への大胆な権限移譲を行うとともに、役割分担に見合った地方の自主財源確保に向け、地方税体系の再構築を推進すべきである。

(5) 東日本大震災を教訓にした災害に強い社会の構築

東日本大震災の教訓から、災害に強い社会の構築が進められつつあるが、サプライチェーンを迅速に回復し社会経済への被害を最小限に食い止められるようにするためには、企業の防災・減災対策も欠かせない。

地震のリスクが比較的少ないと言われる中国地域においても、南海トラフ巨大地震に見舞われた場合、7兆円を超える経済被害が予想されており、会員企業の多くで、建物の耐震補強改修など何らかの自主的な防災・減災対策の実施

ないし検討がなされている。しかし、企業のこうした取り組みへの税制面の特別な支援はなく、いつ起こるかわからない震災に対する備えは、結局企業の体力次第の面がある。

大震災による防災・減災意識が風化しないうちに、企業の防災・減災対策を広範に支援する税制面の措置を講じ、震災に対する社会全体の耐性を高めていくべきである。

2. 主要税目への要望事項

(1) 法人税制

① 法人実効税率

経済のグローバル化の進展に伴い、世界各国では法人税率の引き下げ競争が行われており、欧州主要国の法人実効税率は 30%程度、わが国と競合関係にある中国・韓国では 25%程度の水準にある。また米国も、35%の連邦法人税を 28%（製造業は 25%）に引き下げることが表明している。こうした中でわが国の法人実効税率は 38.01%（東京都、復興特別法人税含み）と、世界中で最も高い水準にある。

わが国企業の国際競争力とわが国の立地競争力を高め、内外からの十分な投資の促進と国内雇用の維持・増加を通じて、経済の安定成長を図っていくためには、法人実効税率のさらなる引き下げが不可欠である。アジア近隣諸国並みの 20～25%を視野に入れつつ、当面は欧州主要国並みの 30%まで、法人実効税率の引き下げを行うべきである。

なお、法人実効税率に関しては、復興特別法人税の課税期間が終了する平成 27 年度以降の検討課題とされているが、すぐにでも検討を開始し法人実効税率の早期引き下げの道筋をつけるべきである。

② 設備投資関連税制

成長戦略に基づき民主導の経済成長を実現するには、まず、製造業をはじめとした設備投資の拡大による経済の底上げと生産設備の更新による産業競争力の強化を図る必要がある。

平成 25 年度税制改正で創設された生産等設備投資促進税制は、緊急経済対策関連の税制として民間投資の喚起に一定の役割を果たすものである。しかし、その適用要件のハードルが高く、投資インセンティブとして十分に働いているとは言えないため、適用要件を思い切って緩和すべきである。加えて、適用期間についても、日本産業再興プランの「集中投資促進期間」（平成 25 年度から 3 年間）に合わせて延長すべきである。

また、現在政府が検討している生産設備の新陳代謝を促す投資減税についても、その制度設計にあたっては、特定の業種・業態に偏らない使い勝手の良いものにし、税制の恩恵が広範に及ぶよう配慮されたい。

なお、投資減税と規制強化の組み合わせも検討されているが、過度の規制

強化で産業競争力を弱めることのないよう、慎重な検討が必要である。

③ 研究開発税制

わが国企業がグローバル化時代を勝ち抜くためには、諸外国に先駆けた先端的な研究開発によってイノベーションを継続していく必要がある。技術立国を標榜するわが国は、研究開発税制をさらに拡充し、少なくとも先進主要国と遜色のない研究開発環境を整えていかねばならない。

平成 25 年度税制改正で、総額型の税額控除限度額の再拡充や特別試験研究費の範囲の拡大などが実施された。しかし、総額型の税額控除限度の再拡充は 2 年間の時限措置であり、また増加型・高水準型への税額控除限度額上乘せ措置の適用期限は、今年度末で切れることになっている。

わが国企業が研究開発に腰を落ち着けて取り組めるよう、現行の時限措置を取り込んだ上で、研究開発税制全体を恒久化すべきである。

また、現行 1 年となっている試験研究費の税額控除限度超過額の繰越期間を延長するとともに、その繰越控除要件（損金算入される試験研究費の額が前年度を上回ること）を廃止すべきである。

④ 欠損金の繰戻還付と繰越控除期間

欠損金の繰戻還付は、法人税法の規定がありながら適用停止され、その後中小企業のみ復活して今日に至っている。大企業も含むすべての企業に適用すべきである。

また平成 24 年度から、欠損金の繰越控除期間が 7 年間から 9 年間に延長されたが、欧米諸国に比べれば延長後の繰越控除期間は大きく劣後している（米国は 20 年、欧州主要国は無制限）ため、繰越控除期間のさらなる延長が必要である。

(2) 消費税

既に 10%への引き上げが決まっている消費増税について、景気の腰折れ懸念から、実施の先送りや小刻みな引き上げを求める声がある。しかし、財政健全化が遠のくような消費増税の変更を行えば、わが国は信認を失い、長期金利の上昇、ひいては財政破綻に至る恐れもある。足元の経済状況が堅調であれば、引き上げは予定どおり実施し、財政健全化を着実に推進すべきである。

また、消費増税に伴う低所得層への負担軽減策については、低所得層に絞って逆進性緩和が図れ、子育て世代への配慮策とも組み合わせることができる給付付き税額控除が有力な選択肢である。この場合、社会保障・税共通番号制度開始までの運用の問題も指摘されるが、その間は簡素な給付措置でつなぐなどの方法も考えられる。

軽減税率の導入（複数税率化）は、恩恵が中・高所得層にも及び減収影響が過大となること、納税者及び課税当局の事務負担の増大、税の中立性の担保が困難なことなどから、慎重な検討が必要である。

(3) 環境関連税制

① 車体課税のグリーン化

現在、先進環境対応車など環境負荷の小さい自動車に対しては、自動車取得税・自動車重量税・自動車税で税制優遇が講じられているが、このうち自動車取得税・自動車重量税について、政府は、段階的廃止および見直しの方針を打ち出している。この廃止・見直しに伴う車体課税の整理・再構築に際しては、環境性能に応じて課税する仕組みを恒久化し、グリーン化を一層推進していくべきである。

② 環境税

地球温暖化対策のための税（環境税）が平成 24 年 10 月から導入され、税率は平成 28 年にかけて段階的に引き上げられることになっている。

しかし、わが国は、東日本大震災による原子力発電所の稼働停止を受けた化石燃料輸入の増加、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始などによって、エネルギー価格のさらなる上昇が懸念されており、環境税の導入がこれに拍車をかけている。

東日本大震災後の状況変化を踏まえ、まずはわが国のエネルギー・環境政策を合理的かつ実現可能なものに見直し、あわせて環境税のあり方についても改めて議論するべきである。

(4) 地方税制

自治体が、地域実態に応じた行政サービスを適切に行っていくためには、安定した自主財源が不可欠である。

地方法人二税（法人住民税・法人事業税）は景気に左右されやすく、特定地域に財源が偏在することから、地方の安定財源として適当でない。したがって、地方法人二税は縮減、廃止もしくは国税に編入し、代わりに地域偏在性が小さく税収の安定性も高い地方消費税の拡充を図るべきである。

また、中長期的には、わが国は分権型国家を目指していく必要がある。国と地方の役割分担を明確にした上で、国から地方への大胆な権限移譲を行うと同時に、地方の役割に見合った税財源を自ら確保できるよう、地方税体系の抜本的な再構築について検討すべきである。その際には、地域間の財政力格差を考慮した新たな調整システムを確立することも必要となる。

(5) 防災・減災対策促進税制

東日本大震災の教訓を生かし災害に強い社会を構築していくため、経済活動を担う企業向けに防災・減災対策を促す税制を創設すべきである。

企業が地震動、津波、液状化対策を行う際の税制上の特例措置として、耐震補強改修・建て替えに伴う取得資産への特別償却や固定資産税等の減免などの措置を講じるべきであり、企業にとって幅広く活用できる防災・減災対策促進税制となるよう要望する。

なお、独立した税制としての創設が困難であれば、設備投資関連税制の中で、防災・減災対策にも柔軟に適用できるようにすることも考慮していただきたい。

以 上